



県外 から弘前市 へUターンし、 就業等をした方に 支援金 を交付します！

～ 弘前市Uターン就職等支援金のお知らせ ～



国の移住支援金（東京圏U J Iターン就職等支援金）の対象とならない県外在住の弘前市出身者が、弘前市にUターンし、県内企業へ就職等をした際に、支援金を交付します。

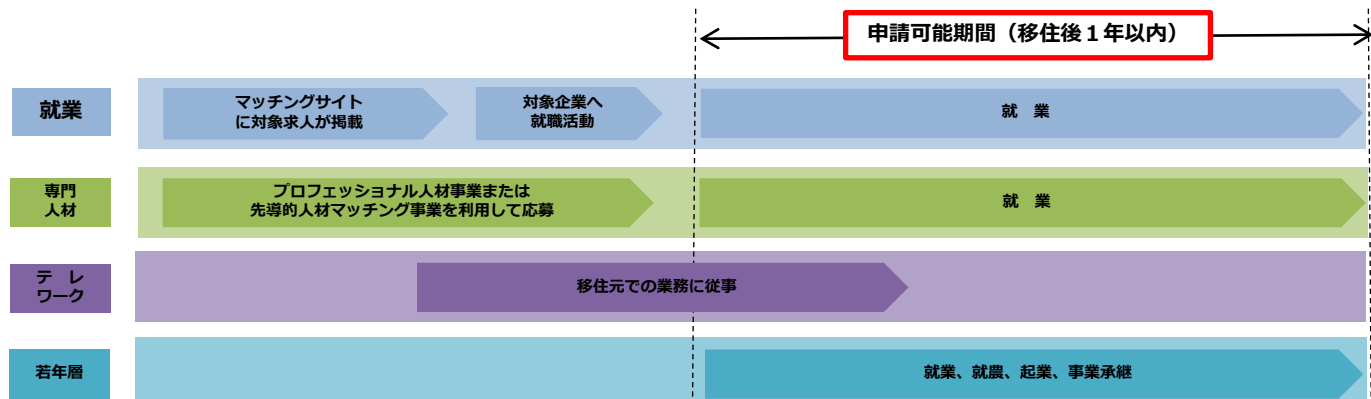
交付額 **50万円** (単身の場合は30万円)

交付対象者

次の共通要件すべてに該当し、「就業」「専門人材」「テレワーク」「若年層」のいずれかに該当する人が交付の対象となります。

共通	(1) 弘前市出身者（※）であること。 ※「弘前市出身者」とは… 次に掲げる市内教育機関に通算して1年以上在籍していた人。 大学院、大学、短期大学、専門課程を置く専修学校、高等学校、中学校、小学校			
	(2) Uターンする直前に連続して5年以上、青森県外に在住していたこと。 (3) 令和5年4月1日以降のUターンであり、申請日から5年以上継続して居住する意思があること。			
就業	青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に掲載されている求人に応募し、新規で採用されること。（※他にも要件があります。）			
専門人材	国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業すること。			
テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思によりUターンし、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行うこと。			
若年層	40歳未満でUターンし、次のいずれかに該当すること。			
	就業	就農	起業	事業承継
	次のすべてに該当する就業先で、新規で採用されていること。 (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (2) 官公庁等でないこと。 (3) 雇用保険の適用があること。 (4) 風営法に定める風俗営業を行っていないこと。 (5) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。	次のいずれかに該当すること。 (1) 認定農業者であること。 (2) 認定新規就農者であること（ただし農業次世代人材投資事業【経営開始型】または経営開始資金の交付を受けていないこと）。 (3) 農業次世代人材投資資金（準備型）または就農準備資金（以下「準備資金」という。）を活用していること。 (4) ひろさき農業里親研修（里親実践研修）を受講していること。	次のすべてに該当すること。 (1) 本市で新たに開業する者又は新たに本市へ事業所を移転し、営業を開始する者であること。 (2) 風営法に定める風俗営業業者でないこと。 (3) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	次のすべてに該当すること。 (1) 風営法に定める風俗営業業者でないこと。 (2) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

申請可能期間 ※次に該当する期間内に申請をお願いします。



※ **令和7年3月31日（月）が申請期限** となりますのでご注意ください。

提出書類確認リスト

		必要書類名	チェック欄
共 通		交付申請書	<input type="checkbox"/>
		本人確認書類	<input type="checkbox"/>
		弘前市出身者であることがわかる書類（卒業証明書など）	<input type="checkbox"/>
		Uターン前の在住期間及び在住地がわかる書類 （住民票または戸籍の附票など）	<input type="checkbox"/>
		【2人以上の世帯区分で申請する場合】 Uターン元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票	<input type="checkbox"/>
就 業		就業証明書（一般・専門人材用）	<input type="checkbox"/>
専門人材		(1) 就業証明書（一般・専門人材用） (2) 専門人材として就業が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
テレワーク		就業証明書（テレワーク用）	<input type="checkbox"/>
若 年 層	就 業	就業証明書（若年雇用）	<input type="checkbox"/>
	就 農	【認定農業者の場合】 (1) 農業経営改善計画認定証の写し (2) 農業経営改善計画の写し 【認定新規就農者の場合】 (1) 青年等就農計画認定証の写し (2) 青年等就農計画の写し 【準備資金を活用して研修を受けている場合】 (1) 準備資金研修計画承認通知書の写し (2) 準備資金研修計画の写し 【里親実践研修を受講している場合】 (1) 里親実践研修実施承認通知書の写し	<input type="checkbox"/>
	起 業	【個人事業の開業を行う場合】 (1) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し (2) 納税地変更をしたことがわかる書類（本市へ事業所を移転し、 営業を開始する者に限る。） (3) 営業を開始したことがわかる資料 (4) 起業・事業承継証明書（若年雇用） 【法人の登記を行う場合】 (1) 登記簿謄本または登記事項証明書の写し (2) 定款 (3) 営業を開始したことがわかる資料 (4) 起業・事業承継証明書（若年雇用）	<input type="checkbox"/>
	事 業 承 継	【個人事業の事業承継の場合】 (1) 前事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し (3) 起業・事業承継証明書（若年雇用） 【法人の登記を行う場合】 (1) 登記簿謄本または登記事項証明書の写し (2) 定款 (3) 起業・事業承継証明書（若年雇用）	<input type="checkbox"/>

問 商工部商工労政課雇用支援係 TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105
 企画部企画課人口減少対策担当 TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956
 ひろさき移住サポートセンター東京事務所 TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802

東京圏からの移住の場合、「東京圏UJIターン就職等支援金」が該当する可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。